



## 日本共産党 赤坂 仁議員

### 2020年2月京都市会 代表質問と答弁の概要

2020年2月27日

伏見区選出市会議員 赤坂仁です。日本共産党市会議員団を代表して、門川市長に質問します。

市長は先日の市長選挙において、「147万市民、だれ一人取り残さない」という発言をされましたが、投開票日の翌日の新聞社説に「多選の弊害を懸念する声もある。門川氏は謙虚に市民の暮らしの足元を見つめてほしい。」と書かれていました。市長は「市民の厳しい批判にも謙虚に答える、との表明をされていますから、誠実に市民の声にこたえていただきますよう求めておきます。

#### 1、高さ規制緩和を許さず、学校跡地は住民の声を生かした活用を

まず始めに、京都市のまちづくりについて質問します。京都市は、市民の長年の運動の中でつくられた「新景観政策」を「進化」させるとして、高さ規制などを緩和してきています。市長は、「新景観政策」の規制緩和について、「若者世代の京都市からの流出を防ぐために、規制緩和で、建物のボリュームを増やし、「オフィスの不足を補い、企業を誘致することで、若者世代を定着させると」言っていますが、認識が全く間違っていると云わざるを得ません。

若者が流出している第一の理由は、国と京都市が一体となって、ホテルなどの宿泊施設や企業・商業施設呼び込み型のまちづくりを進め、土地の価格が急騰したことで、土地投機を招き、住み続けることが困難になっていることにあります。若者流出の第二の理由は、「子育て日本一」などと言いながら、子どもの医療費無料化は京都府内で最低、政令市の60%で実施されている全員制の中学校給食の実現の願いは、「他に優先事項がある」として拒否。「大学のまち京都」というのに、目の前の大学生・専門学校生を京都市独自の給付制奨学金の制度で救わないし、奨学金の返済で困る若者の利子補給さえしない。待機児童ゼロと言いながら隠れ待機児童1、259人には目をつぶるなど、子育てに冷たい市政であるからです。若者流出の第三の理由は、京都は中小企業のまちであるにもかかわらず、市長が京都経済の主役である大多数の中小企業の支援をおろそかにし、中小企業を経営困難に陥れていることにあります。

高さ規制を緩和することが問題の解決になるわけではありません。不況にあえぎながらも地域で地道に頑張る中小企業に仕事とお金を回す、地域経済循環型にした経済対策を行うことこそ、若者に働く場所を提供することにつながると考えますがいかがですか。

そもそも、高さ規制の緩和は、地元中小企業や住民の切実な願いではありません。では、どこが求めてきたのかと言えば、関西財界や京都財界が以前から求めてきたものであり、2019年3月に京都経済同友会が「未来の京都の景観に向けて」という提言をあらためて出し、その中で、民間主導のエリアマネジメント、つまり民間主導のまちづくりを進めるために、更なる高さ規制の緩和が課題だ、と述べています。

「若者の流出対策」かのような理屈をつけながら、実は、国や財界の意向に忠実にこたえ、京都の景観や住環境を壊すことにつながる、新景観政策の規制緩和はやめるべきと考えますがいかがですか。

**【答弁→市長】** 人々の暮らしや生業と共に育まれ、受け継がれてきた景観と都市の活力を両立させることが都市の持続性を支える重要な要素。

未来への希望を実現するため、規制の強化、緩和という一面的なとらえ方を超えて、景観の概念を「見る景観」から「感じる景観」、「生きた景観」へと拡張させ、景観政策と都市計画を組み合わせ、地域ごとのビジョンに応じた活力と魅力ある京都の都市景観を

デザインしていく。

また、新景観政策とともに規制緩和がされ、地元住民からの批判が出ているのが、学校跡地問題です。市長は、口を開けば、国に先駆けて番組小学校を64カ所も地元住民の資金（寄付）で作ったことを自慢してきましたが、門川市長誕生から12年間というもの、先人が作った番組小学校の学校統廃合を繰り返しています。以前の方針は、学校跡地の活用は原則、市の事業とし、営利目的の活用はしない、としてきましたが、それを民間活力を利用すると変更。その結果、学校跡地をホテル開発業者に60年という長きにわたる定期借地契約で半永久的に貸し出すことを決め、元清水小学校、元立誠小学校、元白川小学校、元植柳小学校までホテル建設に提供しようとしています。元植柳小学校では、ほぼ敷地いっぱいホテルを建設することで、これまで行われていた少年野球や体育振興会のテニス、運動会などができなくなりますし、自治活動も制限されますから、地域コミュニティを破壊しているのは明らかです。これまでも地元としてホテル計画を決定したことはありません。2月22日に開催された「元植柳小学校跡地活用に関する説明会」においても、強い反対論が相次いで出された一方で、賛成意見はほぼ出されなかったとのこと。まさに「もうホテルはいらない」というのが地元の偽らざる声です。

いうまでもなく学校跡地は、地域のコミュニティ形成の場であり、文化スポーツの拠点。なによりも防災拠点でもあります。「京都市資産有効活用基本方針」及び「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要項」は撤回し、住民の声を生かした跡地活用をすべきで、民間活力の利用を目的に提供するのは撤回すべきです。いかがですか。

**【答弁→鈴木副市長】**本市では土地を貸付け、将来に渡り保有し続ける。活用に当たっては各学区の代表と活用方針を確認し、自治活動継続や避難所機能確保、地域活性化等の地域要望の実現を条件に公募。

選定委員会で事業者を選定。選定後も地域、事業者、京都市の三者で協議を重ね、地域の声を活用計画に反映する制度のもとで進めている。

## 2、少人数学級実現、マンモス校解消！裁量労働制導入はやめよ！

### 1) 少人数学級実現を！

次に子どもの教育条件整備と教員の働き方改革について質問します。

門川市長の就任以前は、京都市は、子どもの教育の充実めざし、国の制度に先駆けて2002年に小学校2年生の35人学級編成、2007年中学校3年生の30人学級編成を、京都市独自の予算措置で先行実施してきました。子どもの教育条件整備計画は、教育基本法にもうたわれているように、子どもの学力保障の主たる要件であり、国と地方自治体の責務です。少人数学級の教育は子どもの学力を高めるといふ国立教育研究所の報告にもあるように、国もついに小学校の1、2年生の35人学級まで改善し、保護者に歓迎されてきたのではありませんか。

ところが門川市長は12年間の任期中、少人数学級拡充には一度も手を付けていません。2019年度から国によって小学校2年生の35人学級編成の予算措置がされることになり、京都市独自の予算措置は、中学校3年生だけになりました。京都市内の小・中学校の学級編成基準の改善見通しを明確にすべきときです。「京都方式の30人学級」制度もあり、35人を超えるクラスには教員加配が付くようになっています。35人学級の学級編成を、順次、小、中に拡大し、30人以上の学級を早期になくし、教育条件の改善・整備をすべき時ではありませんか。いかがですか。

**【答弁→教育長】**少人数教育については、少人数学級とするか、複数教員による指導体制をとるのか等、各校が裁量により決定。

35人学級を画一的に拡大することは、各校での創意工夫ある取組を阻害。各校の実態

に応じた教職員配置に努める。

30人学級を、小学校から中学校まで全てで実施するには、毎年約73億円の予算が必要。独自予算での実施は極めて困難。教職員定数の改善は国に要望する。

## 2) 神川中学校のマンモス校の解消を！

次に神川中学校の超マンモス校の解消問題について質問します。

門川市長は、この間、少人数であるから教育効果があるのに、学校リストラを進める一方で、全国で一、二を争う神川中学校の超マンモス校の解消する、新たな中学校の増設には目もくれません。

10数年前から地元の皆さんは、子どもの教育条件の学校間格差の解消を求めてきました。プレハブ校舎の解消、運動場の拡張、新校舎の増設はされましたが、3学年36学級で1084人以上もの生徒が学ぶマンモス校の弊害の根本解決はされていません。京都市は、「現状では、生徒数の推移についてはピークを過ぎ、今後は減少していくものと見込んでおります」としています。現在学んでいる子どもたちの日々の成長がおろそかにされ、放置されていることは許せません。市教委の将来の生徒の減少を見込みでも、現在の1,000人程度に緩やかに減少するだけです。「新しい中学校建設はもったいない」との態度は、教育委員会が子どもの将来を考えない、「金の損得勘定」で子どもを犠牲にしているもので、許されるものではありません。

京都市の学校教育の喫緊の課題は、神川中学校のマンモス校の解消することではありませんか。「引き続き生徒数の推移を注視してまいります」としている門川市長の「不都合な真実を見ない態度」を改め、直ちに解決を求めます。

**【答弁→教育長】**大規模校への対策は、教室数の不足による教育活動上の支障、かつ児童・生徒数の増加傾向の継続見込みなどの場合に増築を検討。

神川中学校では、平成15年度に校舎・プールの一体型施設、平成20年度に運動場を約2倍に拡張。平成24年度に普通教室・多目的室等16教室分の校舎を建設し順次必要な環境整備実施。生徒数ピークを過ぎ、ピーク時比100名以上減少しており、今後も減少見込み。増築等の施設整備の必要はない。

## 3) 国の教職員の働き方改革としての裁量労働制の導入はやめよ！

次に、国の教職員の働き方改革としての、「一年単位の変形労働時間制」の導入について質問します。まず現場の先生から次のような声が寄せられています。「そのまま続ければ死にそうな仕事を、死なないようにするのが、今の働き方改革。そんなものに生きがいは感じないし、『子どもたちの為』にや『質の良い教育』は死んでいく」との現場教職員の悲痛な声は、教職員の健康実態の深刻さを示しています。教育の質を確保するためにも、文科省の言う「一年単位の変形労働時間制」導入の中止を求めます。

全国的な調査でも、教育現場の先頭に立っている先生方の中に、精神疾患による休職が5000人台で推移しているし、1990年代後半以降急増しているのです。その背景には休職できない非正規教員の増加や、退職に追い込まれてしまった教員の存在もあります。調査では、新規の条件付き採用（試用期間）教員のうち、病気理由による依願退職者の中で94%が精神疾患となっています。

文科省の平成30年度の全国調査でも、精神疾患による病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者の教員に対する割合状況一覧をみると、京都市は全国ワースト1です。

京都市の市立学校教員時間外労働の調査でも、過労死ラインとされる月80時間を超える延べ人数は、今年4月から6月までに、2245人にも上っています。先生の多くは過労死予備軍です。

文科省の変形労働時間制の導入の全国調査でも、各地の教育委員会も「現在、すぐに導入する予定なし」との回答とか、「変形性で長時間過密労働の解決はなし」と判断されているのが実態です。

「1年単位の変形労働時間制」導入は、恒常的な時間外労働がないことが大前提です。導入の条件

は、①勤務実態の客観的方法による把握、②残業上限を月 45 時間、年間 360 時間とする「指針」の順守などだとすれば、そもそも京都市には、教員の変形労働時間制の導入がないと言わざるを得ません。変形労働時間制の導入は、教員の恒常的な長時間労働による健康被害を招き、子どもの教育の質が低下するのは目に見えています。教員への来年度からの「1 年単位の変形労働制」の導入はすべきではないと考えますが、いかがですか。

**【答弁→教育長】**校務支援員・部活動指導員の配置拡充等による教職員の負担軽減。今年度からは、より客観的な勤務時間の把握ができるシステム導入。超勤の縮減や健康管理医による面接指導等進めている。

本制度は、自治体の裁量において導入できるもの。全教職員対象の画一的な導入ではなく。導入に当たっては、学校現場の意見や他都市の状況も十分踏まえたうえ検討。

### 3、市営住宅の浴室改善と必要な人に住居の保障を！

市営住宅の安全安心のまちづくりについて質問します。

来年度は住宅マスタープランの改定と市営住宅のストック活用計画の見直しの年です。健康で文化的な人間らしい生活の最低保障となる住居の保証が目的ですが、市営住宅でお住まいの皆さんの多数の要望は、お風呂の改修です。高齢化のため、浴槽が高くてお風呂に入りたくても足が上がらず入れないし、出られない。せめて、シャワーがあれば、と困っています。また、高齢者の死亡事故の多くは入浴中です。救急車がかけつけても、ドアがうち開きで時間がかかり、救出時間がかかる。一分一秒を争う住民の命を守るためにも、お風呂の扉は折れ戸に取りかえてとの要望は切実です。京都市の新しく建てた市営住宅では、すでに扉も浴槽もシャワーも改善され、喜ばれています。

この間京都市は、これらの問題解決を、個人責任にしています。お風呂の浴槽の交換、シャワーの設置は介護保険対象外なのに、使えない制度を利用せよとの無責任答弁です。最近、京都市はお風呂の釜の取り換えを、10 年経過し、故障した場合に公的負担をすると住民要望を実現しました。続いてシャワーの設置、高さの低い浴槽への取り換え、浴室の扉の改善を行うことを求めます。いかがですか。

**【答弁→鈴木副市長】**市営住宅の浴室の改善については、浴室のない住戸への設置を優先的に取り組んでいる。

市営住宅への入居を希望しても競争率が高く、入居できない方が多いのが現状です。ところが市営住宅のどこの団地も空き部屋が平均 25%以上も発生しており、入りたい人が多いのに、なぜ空き部屋が放置されているのかとの住民の怒りの声もあります。改修が遅れる原因を聞くと、改修に 1 件平均 200 万円かかり、予算がないと言われます。京都市は、「住まいは人権」という認識が乏しいのではありませんか。毎年の空き部屋改修を早急に増やし、住居の最後のセーフティネットとして、必要な人に保障することが求められています。

市営住宅は、ごく限られた低所得者しか入居できないため、居住者の高齢化などにより自治会活動など、住民の共同活動も困難を抱えています。来年度のストック活用計画の見直しで、入居基準額の引上げ、単身世帯専用住宅の確保、空き部屋改修の具体的計画の策定で、必要な人に住居の保証を増やすよう求めますが、いかがですか。

**【答弁→鈴木副市長】**公募しても応募が少ない等の状況がある中で、公営住宅の管理戸数を現状程度に留めるとしてきた方針から適正な管理戸数及び供給戸数を確保する方向に方針転換の答申あり。公募に当たり、子育て世帯や新婚世帯の入居収入基準を引き上げる、単身者向けに比較的住戸面積の狭い一般世帯向け住戸の供給など、募集住戸の確保をする。

最低居住水準の住宅を供給するという公営住宅本来の役割を果たしつつ、答申を踏ま

え管理戸数の適正化等についても検討する。

## 4、公共交通優先のまちづくりと敬老乗車証の運用改善、現行制度維持を！

### 1) 交通不便地域の解消を

「あるくまち京都の総合戦略」の基本目標、公共交通優先のまちづくりについて質問します。

まず、第一に、まちづくりの基本戦略としている「歩くまち京都、公共交通優先のまちづくり」は市民の足を守る、重要な施策です。この間、市長が公約にも記載されたように、「京都市周辺部での交通不便地域の改善」が求められています。当局は「交通不便地域は指定していない、市民から交通不便の改善を求められれば、対応、支援をする」との受け身の姿勢です。市長の言うように、明らかに市内中心部と周辺部の交通格差があり、その対応が求められているのです。その交通問題を解決するため、山科区では「公共交通利用促進協議会」を設置し、関係する地元住民、京阪バス（株）、京都市都市計画局歩くまち京都推進室、京都市交通局自動車部、京都市交通局高速鉄道部、区役所等の共同で知恵と力を出す組織をつくり、鏡山循環バス、くるり山科、小金塚地域循環バスの実証運行が行われ、住民に喜ばれています。

この間、国土交通省から山科区の鏡山学区の地域交通守る住民の取組みが表彰されました。

伏見区内でも藤城学区で「藤城学区自治連合会が運行主体となる」新たな公共交通の導入を検討する「藤城学区まちづくりビジョン」を作成、生活交通支援の取組が行われてきました。しかし自治連の買い物バスの運行による取組には、京都市から一切の支援の手が差し述べられていません。地域の福祉施設の財政的支援と、連合自治会長の奉仕活動に頼っています。

また東山区では、「今熊野生活支援あしの会」150人近くの地元個人会員の支えにより、住民の利便性を重視し、ボランティアによるミニバスを週一回運行して10年経つとお聞きしました。京都急行バス（株）の強力なバックアップと、太陽生命・キリン財団・京都新聞社会福祉事業団、赤い羽根共同募金の助成を受けていますが、京都市の公的支援が一切ないので、今後の運行が危ぶまれているのが現状です。来年度予算には、「民間バス事業者の運転手募集のための事業の助成がありますが、この間進めてきた、民間バスのバス待ち環境支援予算が消えています。市内周辺部における生活交通の維持、確保に係る民間バス事業者への支援を強化し、生活支援の公共交通優先予算の復活とダイヤ改善などのバス試行運転実施の支援を交通不便地域でこそ求めますがいかがですか。

**【答弁→鈴木副市長】**人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の理念の下、地域住民と一体となったモビリティマネジメントによるバス路線の拡充に向け取組む。

平成29年度、バス路線充実に対する事業者への支援、バス利用環境の整備に係る支援制度を創設。市内4箇所のバス路線で増便や新設の実証運行実施。令和2年度予算でも、バス路線充実に対する支援について継続する。

バス待ち環境については、バス事業者計画の400箇所超の利用環境の整備は度内に完了見込み。

バス路線の維持に向けて運転士不足への対応が最大の課題との認識の下、運転士確保の支援制度を創設の予算案提出。今後も市民の暮らしを支える公共交通網の維持・確保に取り組む。

地域交通の整備は、自治体施策のまちづくりの土台です。市民が、どこに住んでも、安心していつまでも住み続けられる京都市を作る、公共交通最優先の交通政策の実行を図ることが大切です。2013年12月の交通基本法に基づく、京都市の交通基本条例（仮称）を制定し、市民の「交通権」を保証するため、交通困難、不便地域への具体策を図る、「地域交通問題協議会」の設置が必要です。現在、山科区や伏見区醍醐や向島地域で取り組まれている、地域交通の改善目指した、地元住民代表、交通事業者、区役所の3者の交通問題の協議会の取組支援強化を求めます。

## 2) 敬老乗車証の運用改善と現行制度の維持を！

次に敬老乗車証の経済効果と健康効果について質問します。

敬老乗車証の制度は、そもそも京都市が、高齢者の社会参加を広げる福祉施策としての実施し市民から89%も良い制度だと評価されています。そして敬老乗車証の現状維持を求める署名が44、839人もの声が京都市に届いています。名古屋市の調査にならって、経済効果を調査したところ、京都市では約507億円もの経済効果になるという結果がでました。門川市長は、選挙のチラシで「敬老乗車証の現行制度を守るのは無責任」と攻撃しました。しかし、これだけの経済効果、健康効果がある制度に、利用者のさらなる「応益負担」を押し付け、現行制度を壊すことこそ無責任ではありませんか。

伏見区では、近鉄電車と地下鉄相互乗り入れ区間があり、敬老乗車証の利用可能を求める声があります。条例には民間鉄道への敬老乗車証の適用は除外となっていますが、相互乗り入れの場合は地下鉄路線の近鉄奈良駅までの実質延伸であるから、伏見区域での敬老乗車証、一日乗車券等の施策の適用ができるように「運用の改善」を求めます。いかがですか。

**【答弁→保健福祉局長】**本制度は、人生100年時代を迎える中での重要な施策であり、将来にわたって守っていく必要があり、持続可能なものにしていく。制度に必要な市税負担は、制度発足時の17倍となる51億円に。  
民営鉄道への適用拡大はさらなる負担が生じ実施は困難。

また、敬老乗車証制度は、高齢者70歳以上の方の健康でいつまでも社会参加ができるように進める、福祉施策です。福祉施策は原則該当するすべての市民に適用するのは当然で、利用者アンケート結果では「外出機会」が47.9%、2人に1人の方が増え、厚労省「健康日本21」が掲げる歩数増の目標と同歩数の1、300歩も増えているではありませんか。名古屋市は65歳以上の方に福祉パスが交付されています。また、今でも、名鉄の名古屋市の区間利用もされています。2022年にはJR、名鉄、近鉄の利用拡大を進めると聞いています。

京都市は、敬老乗車証制度の見直しを検討しているとの表明がありますが、その大前提として、福祉施策の経済効果を京都市としても調査・実施して、京都市経済の活力効果を押し量るべきです。健康寿命を延ばす京都市の福祉施策としても現行の敬老乗車証制度を維持すべきと考えますが、いかがですか。

**【答弁→保健福祉局長】**経済効果等の調査については、効果を検証する手法が未確立で客観性が確保できない。平成29年度実施アンケート結果や社会情勢の変化踏まえ、本制度を守っていく立場で応益負担や応能負担を問わず、改めて幅広い観点で、引き続き検討を重ねていく。

## 5、水道のこれ以上の民間委託化をやめ公営企業として市の責任を果たせ！

次に水道の民営化について質問します。

2013年4月麻生太郎副総理は、「日本の水道はすべて民営化する」と、アメリカでの講演で発言し、参加者を驚きとどよめきの渦に巻きたいと言います。そして、2018年12月、水道法が改正されました。改正水道法によって、「自治体ごとに運営している水道事業を広域化し、水道の運営権を営利企業に売却しやすい内容に変えられました。

世界では、2000年から2015年までの15年間で民営化された企業を再び公営化した企業が35か国、180件になったというデータがあります。その原因の多くは、①料金が値上げされた ②特定の権力者との癒着 ③水質の安全性が損なわれたことによるもので、住民の怒りが沸騰し再公営化されています。

京都府では、2018年11月に「京都水道グランドデザイン」が策定され、2019年からの10年間で京都府の北部、中部、南部の3圏域に分け、水道の広域化・民営化が進められようとしています。2019年度中に改正水道法に基づく、「京都府水道事業広域的連携等推進協議会」つまり知事と市長村長により構成される組織を設置すること。下部組織として水道担当部長等で構成する「幹事会」を設置し、原則非公開とすることとしてきました。

「協議会に置いて協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」とあります。この間、門川市長は、「水道事業の民営化」はしない、と言ってきましたが、首長レベルで決まったことは、各自治体の住民や議会が反対しても後戻りできなくなることが懸念されます。

京都市上下水道局は、民間活力の導入及び業務執行体制の見直し方針を打ち出しています。その中で、水道開閉栓業務を始め、本庁舎お客様窓口サービスコーナーの運営業務をすでに民間委託し、さらに松ヶ崎浄水場の運転管理業務、水環境保全センター運転管理業務の委託拡大、下水道管理センター管路維持管理業務、下水汚泥固形燃料化炉の運転管理業務、水道水質検査業務の一部委託をすすめるとともに、職員100人を減らそうとしています。京都市は、これまでの答弁で、「事業の根幹は公営で守る」としていますが、包括委託という形で複数の事業を民間委託していることや、水質検査の業務を一部委託するなど根幹にかかわる業務を委託し、その幅を広げています。

浜松市の下水道処理場が全国に先駆けて民間に運営権が委託されましたが、元々は入札で、地元の事業者が請け負っていた公共工事が、すべて運営会社の下請けに回され、地元業者に回ってこないという事態になっています。地元・中小企業の多い水道事業者にとって存立問題、地域経済の活性化に反する重大問題です。

京都市上下水道局が進めている連続的な民間委託の道の延長線上には民営化が透けて見えてきます。そもそも水道の供給は国と自治体の責任で行うべき憲法上の福祉施策であり、水道法も含め、命の水を安全に、安く供給する義務があるのです。京都市の目指す、国連のSDG's目標6の「人権としての水と衛生」を規範とした「事業の根幹」を守るためにも、公営企業として、京都市の責任を果たすことを求めます。これ以上の民間委託化は、やめるべきです。いかがですか。

**【答弁→公営企業管理者上下水道局長】**上下水道を将来にわたり持続可能なものとするためには公共性や経済性を兼ね備えた公営企業において安定的に運営する必要がある。

経営ビジョン及び中期経営プランでは、上下水道事業の根幹となる業務については、本市が公営企業として自らの責任の下、直営で実施し、サービス水準の維持等に支障がないものは積極的に民間委託を進め、経営の効率化を図るとしている。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。